

**天理市とアトリエ e.f.t.の
こどもの包摂的支援に関する包括連携協定締結式**

日時 令和7年9月12日（金）
午後2時から
場所 天理市役所4階 特別会議室

○式次第

1. 開式
2. 出席者紹介
3. 事業説明
4. 協定書署名
5. 質疑応答
6. 記念撮影
7. 閉式

○出席者

【アトリエ e.f.t.】

- ・代表 吉田田 タカシ 様
- ・トーキョーコーヒープロジェクトマネージャー 阿野 晃秀 様

【天理市】

- ・天理市長 並河 健
- ・天理市副市長 藤田 俊史
- ・健康・こども家庭局長 山本 年秀

こどもの包摂的支援に関する包括連携協定書

天理市（以下「甲」という。）とアトリエ e. f. t. 及び一般社団法人みちをつくる（以下「乙」という。）は、次のとおりこどもの包摂的支援に関する包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲乙が相互に連携・協力し、教育・福祉・芸術等の分野を横断した切れ目のない支援を実施することにより、全てのこどもや若者の健やかな成長と福祉の増進を図ることを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携協力するものとする。

- （1）不登校児童およびその保護者に対する支援に関すること
- （2）教員に対する研修に関すること
- （3）こどもの居場所づくりに関すること
- （4）その他、甲及び乙が協議して定めること

2 前項に定める事項に関する連携を効果的に推進するため、甲及び乙は必要に応じて定期的に協議を行うものとする。なお、具体的な実施事項についても甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく取組の実施にあたり知り得た情報を、相手方の書面による事前の承認を得ないで第三者に開示・漏洩してはならない。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲及び乙から本協定の終了の申し出がない場合は、本協定の有効期間が1年間延長されたものとみなし、その後も同様とする。

（変更又は解除）

第5条 甲及び乙のいずれかが、本協定の変更又は解除を申し出たときは、甲及び乙で協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙で協議の上、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年9月12日

甲 奈良県天理市川原城町605番地
天理市
天理市長

近河 健

乙 大阪府中央区上町1丁目8-2 協和ビル4F
アトリエ e. f. t.
代表

吉田 田 夕カシ

生駒市壱分町763-3
一般社団法人 みちをつくる
代表理事

吉田 田 夕カシ